

※ 特に注釈のない場合、平成31年4月1日から令和2年3月31日の状況です。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

1-1 職員の任免について

ア 採用の状況(令和元年度試験)

区分		上級	中級	初級	任期付	合計
行政職	事務・技術	3人	2人	5人	4人	14人
労務職	調理士・用務員	0人	0人	0人	0人	0人
合計		3人	2人	5人	4人	14人

イ 退職者数の状況(令和元年度中)

区分		定年	勸奨	死亡	自己都合	その他	合計
行政職	事務・技術	3人	0人	0人	8人	15人	26人
労務職	調理士・用務員	1人	0人	0人	0人	0人	1人
合計		4人	0人	0人	8人	15人	27人

ウ 再任用の状況(令和2年4月1日現在)

再任用制度は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4及び第28条の5の規定により、高齢職員の知識、経験を活用することなどを目的として実施するものであり、再任用を希望する退職職員を選考による能力実証を経て任用しています。

任用形態は、一般職員と同様の時間での勤務となる常時勤務職員と一般職員より短い時間での勤務となる短時間勤務職員があります。

区分		常時勤務職員	短時間勤務職員	合計
行政職	事務・技術	10人	6人	16人
労務職	調理士・用務員	2人	0人	2人
合計		12人	6人	18人

(注)1 行政職とは労務職を除いた職員です。

2 労務職とは主に保育所調理士や学校用務員などです。

1－2部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

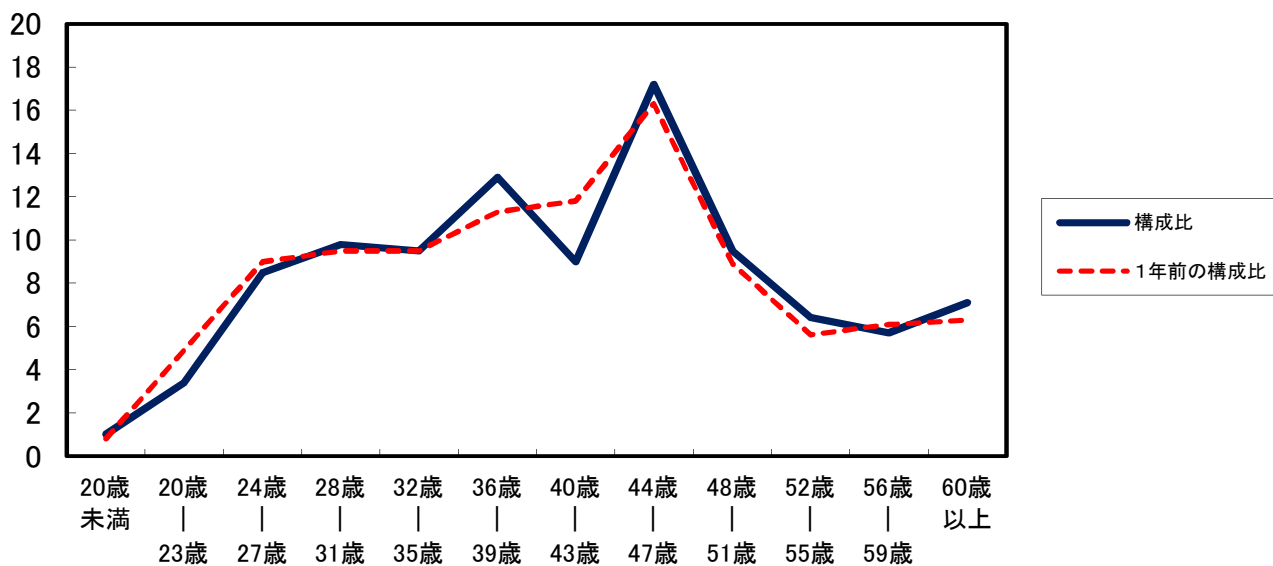
区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成31年	令和2年		
普通会計部門	議会	5人	5人	0人	
	総務	99人	93人	▲ 6人	組織改編に伴う減
	税務	12人	16人	4人	組織改編に伴う増(1係増)
	民生	82人	85人	3人	組織改編に伴う増(1係増)
	衛生	26人	24人	▲ 2人	組織改編に伴う減(1係移管)
	農林水産	26人	25人	▲ 1人	
	商工	14人	11人	▲ 3人	組織改編に伴う減(1係減)
	土木	53人	58人	5人	自治法派遣職員減に伴う配置増
	計	317人	317人	0人	＜参考＞(令和2年) 人口1万人当たり職員数 80.06 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 73.01 人)
	教育部門	49人	49人	0人	
	消防部門				
公会 営計 企業 部門 等	下水道	8人	5人	▲ 3人	会計間移動による
	国保・介護・後 期高齢者	17人	18人	1人	
	小 計	25人	23人	▲ 2人	
合 計		391人	389人	▲ 2人	＜参考＞(令和2年) 人口1万人当たり職員数 98.24 人

(注)1 職員数には宮城県からの自治法派遣職員、再任用の常時勤務職員を含みます。

2 []内は、条例定数の合計です。

1－3年年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）

(%)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4人	13人	33人	38人	37人	50人	35人	67人	37人	25人	22人	28人	389人

1－4 職員派遣の状況について

東松島市では他の地方公共団体等と人事の交流を行っています。

ア 派遣している職員

区分	派遣先	人数	内容	派遣期間
令和元年度	宮城県後期高齢者医療広域連合	1	派遣	4月～3月
	宮城県(産業立地推進課)	1	派遣	4月～3月
令和2年度	宮城県後期高齢者医療広域連合	1	派遣	4月～3月
	宮城県(産業立地推進課)	1	派遣	4月～3月
	宮城県市町村自治振興センター	1	派遣	4月～3月

イ 派遣されている職員

区分	派遣元	人数	内容	配属期間	配属先
令和元年度	宮城県	1	派遣	4月～3月	生涯学習課
令和2年度	宮城県	1	派遣	4月～3月	生涯学習課

（注）震災復興業務に係る他県他市町村からの自治法派遣職員（以下、「自治法派遣」という。）は除いています。